

令和7年1月30日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

**感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部を
改正する政令の施行について（施行通知）**

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省の標記通知に関し、このたび大阪府より案内がありましたので情報提供いたします。

本件は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成10年政令第420号）第15条を改正し、感染症法第56条の3第2項の政令で定める法人として、国立大学法人長崎大学を規定すること等を知らせるものです。

貴会におかれましてもご了知の程お願い申し上げます。

【参考・大阪府ホームページ】

（検索エンジンで、「大阪府 令和6年度感染症法関係通知」でもアプローチ可）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o100050/iryo/osakakansensho/reiwa6nent.html>



大阪府医師会・地域医療1課
(06-6763-7012)